

第 160 号議案 長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の
一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正案の概要	1
2 施設の概要	2～4
3 管理運営の方針	5
4 指定までのスケジュール	5
5 条例新旧対照表	6～7

《参考》

令和元年 9 月市議会 教育厚生委員会資料

【単独】公民館施設整備事業費 地区公民館 8～10



1 条例改正案の概要

(1) 目的

長崎市蚊焼地区公民館を、市民がより使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設とするため、当該公民館を廃止し、長崎市蚊焼地区ふれあいセンターを設置するもの。

(2) 改正の内容

ア 長崎市ふれあいセンター条例の一部改正
第2条の表に次のように加える。

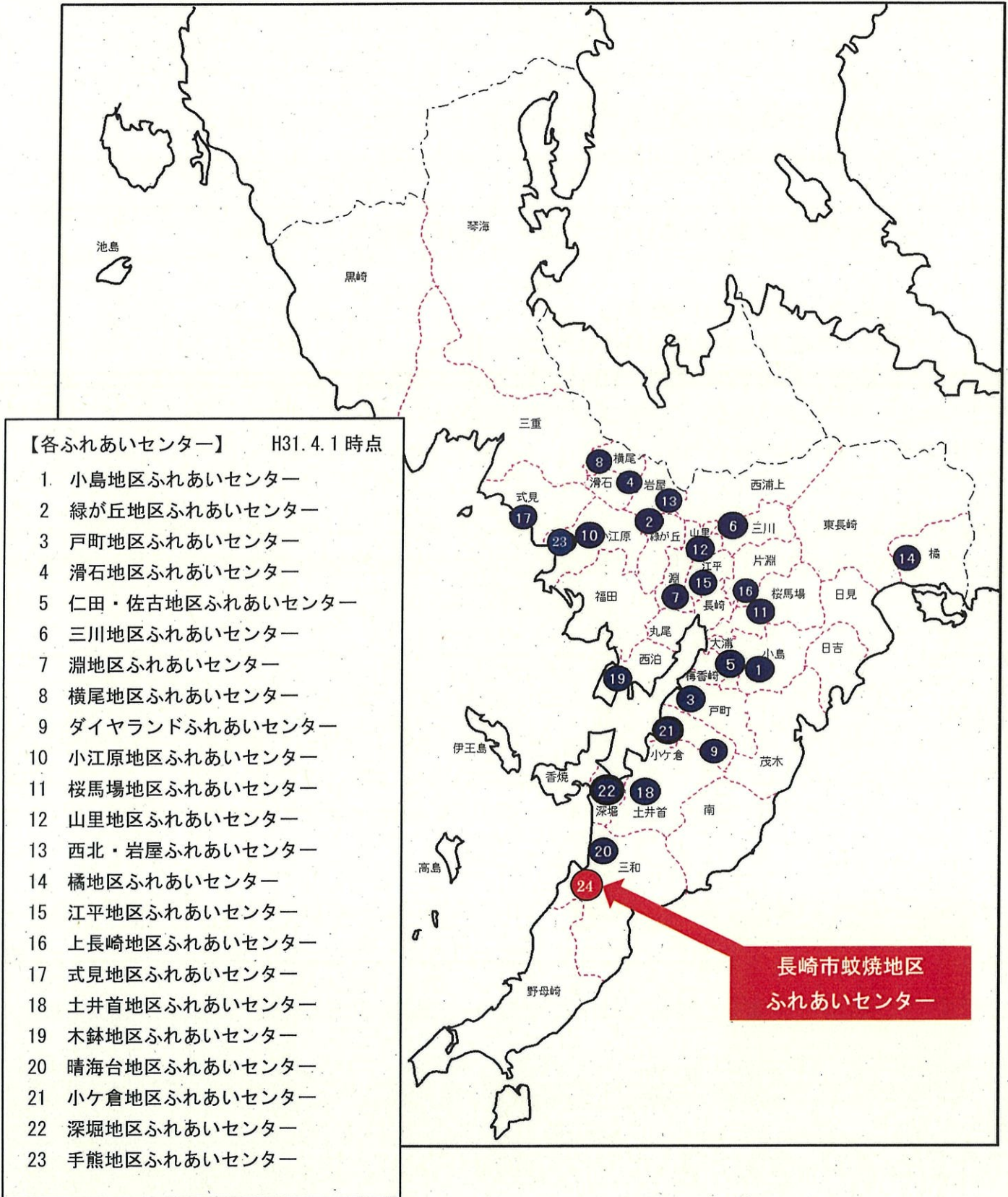
長崎市蚊焼地区ふれあいセンター	長崎市蚊焼町3,020番地1
-----------------	----------------

イ 長崎市公民館条例の一部改正
第2条の表長崎市蚊焼地区公民館の項を削る。
別表第1第6項中「長崎市蚊焼地区公民館、」を削る。

(3) 施行日 令和2年4月1日

2 施設の概要

(1) 全体位置図



(2) 位置図及び平面図

ア 位置図



イ 平面図

研修室1 (講堂) 160 m ²	ステージ	調理実習室 40 m ²	男子 トイレ	女子 トイレ	研修室2 (会議室) 26 m ²	玄関 エントランス ホール	事務室 33 m ²
			物 入	多目的 トイレ			
			研修室3 (和室) 32 m ²		倉庫	研修室4 (和室) 23 m ²	

(3) 名称 長崎市蚊焼地区ふれあいセンター

(4) 所在地 長崎市蚊焼町3, 020番地1

(5) 設置年月日 令和2年4月1日設置 (旧蚊焼保育所を改修)

(6) 設置目的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため

(7) 主な施設内容

構造	鉄筋コンクリート造2階建て		
延床面積	724 m ² のうち1階534 m ²		
施設内容	1階	研修室1、研修室2、研修室3（和室）、 研修室4（和室）、調理実習室、事務室	
	2階	（使用しない）	

(8) 開所時間 9時から17時までの時間帯を基本とし1日8時間以上

(9) 休所日 毎週月曜日及び12月29日から1月3日まで

(10) 利用料金

室名	面積	利用料金 (1時間につき)	冷暖房設備 (1時間につき)
研修室1（講堂）	160 m ²	429 円	314 円
研修室2（会議室）	26 m ²	104 円	52 円
研修室3（和室20帖）	32 m ²	104 円	52 円
研修室4（和室14帖）	23 m ²	104 円	52 円
調理実習室	40 m ²	104 円	146 円

※ 既存の23ふれあいセンターとの均衡を図るため、ふれあいセンター条例の利用料金を適用する。

(11) 利用者数（蚊焼地区公民館の過去4か年の状況）（単位：人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	4,675	4,255	3,810	4,825

(12) 収支状況（蚊焼地区公民館の過去4か年の状況）（単位：円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入	85,044	75,644	96,136	182,780
支出	3,692,254	3,882,625	5,028,386	4,099,244

※ 支出については、蚊焼地区公民館長（三和地域センター所長併任）等に係る人件費は除く。

3 管理運営の方針

(1) 運営方法 指定管理者制度による運営

(2) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

(3) 選定方法 非公募

（非公募の理由）

ふれあいセンターは地域コミュニティの拠点施設で、当該地域の住民の代表で構成された協議会が設立されたことから、非公募により選定し管理させることが、適当であるため。

(4) 利用料金制 適用する

4 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和元年11月 令和元年12月 令和2年1月	11月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正議案審議 ・ 特定団体に仕様書等を提示 ・ 特定団体から指定に必要な書類を受領 ・ 特定団体の選定
令和2年2月	2月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定議案審議 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正予算議案審議 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">当初予算議案</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算議案（指定管理委託料）審議

5 条例新旧対照表

(1) 長崎市ふれあいセンター条例

現行	改正後(案)																		
昭和62年10月15日 条例第22号	昭和62年10月15日 条例第22号																		
第1条 (略)	第1条 (略)																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市手熊地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市手熊町1291番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕		長崎市手熊地区ふれあいセンター	長崎市手熊町1291番地1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市愛宕3丁目10番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔 中略 〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市手熊地区ふれあいセンター</td> <td>長崎市手熊町1291番地1</td> </tr> <tr> <td><u>長崎市蚊焼地区ふれあいセンター</u></td> <td><u>長崎市蚊焼町3,020番地1</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号	〔 中略 〕		長崎市手熊地区ふれあいセンター	長崎市手熊町1291番地1	<u>長崎市蚊焼地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市蚊焼町3,020番地1</u>
名称	位置																		
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																		
〔 中略 〕																			
長崎市手熊地区ふれあいセンター	長崎市手熊町1291番地1																		
名称	位置																		
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕3丁目10番2号																		
〔 中略 〕																			
長崎市手熊地区ふれあいセンター	長崎市手熊町1291番地1																		
<u>長崎市蚊焼地区ふれあいセンター</u>	<u>長崎市蚊焼町3,020番地1</u>																		
第3条から第16条まで及び附則 (略)	第3条から第16条まで及び附則、(略)																		
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>																		

(2) 長崎市公民館条例

現 行	改正後(案)																												
昭和26年2月6日 条例第19号	昭和26年2月6日 条例第19号																												
第1条 (略)	第1条 (略)																												
(名称及び位置)	(名称及び位置)																												
第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市三和公民館</td> <td>長崎市布巻町88番地1</td> </tr> <tr> <td>長崎市蚊焼地区公民館</td> <td>長崎市蚊焼町3,020番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市三和公民館	長崎市布巻町88番地1	長崎市蚊焼地区公民館	長崎市蚊焼町3,020番地1	〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td> <td>長崎市矢上町19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市三和公民館</td> <td>長崎市布巻町88番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔中 略〕</td> </tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td> <td>長崎市為石町2,020番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中 略〕		長崎市三和公民館	長崎市布巻町88番地1	(削除)		〔中 略〕		長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2
名称	位置																												
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																												
〔中 略〕																													
長崎市三和公民館	長崎市布巻町88番地1																												
長崎市蚊焼地区公民館	長崎市蚊焼町3,020番地1																												
〔中 略〕																													
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																												
名称	位置																												
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																												
〔中 略〕																													
長崎市三和公民館	長崎市布巻町88番地1																												
(削除)																													
〔中 略〕																													
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																												
第3条から第18条まで及び附則 (略)	第3条から第18条まで及び附則 (略)																												
	<p><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>																												
別表(第8条関係)1から5まで (略)	別表(第8条関係)1から5まで (略)																												
6 長崎市蚊焼地区公民館、長崎市川原地区公民館又は長崎市為石地区公民館の使用料 (表は略)	6 長崎市川原地区公民館又は長崎市為石地区公民館の使用料 (表は略)																												
7 (略)	7 (略)																												

(参考) 令和元年9月市議会教育厚生委員会資料

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
28~29	10 教育費	6 社会教育費	2 公民館費	1-1	【単独】公民館施設整備事業費 地区公民館	千円 81,400

1 概 要

地域住民の学習及び交流の拠点施設である公民館を安心・安全に利用できるよう整備し、利用促進を図る。

2 事業内容

老朽化している蚊焼地区公民館は、外壁改修、屋上防水工事等大規模改修が必要であるが、隣接する未利用資産の旧蚊焼保育所を改修し機能移転することで、今後かかる大規模改修等の費用を縮減する。また、改修を行うことで、施設全体のバリアフリー化も併せて図るもの。

(1) 事業期間 令和元年度

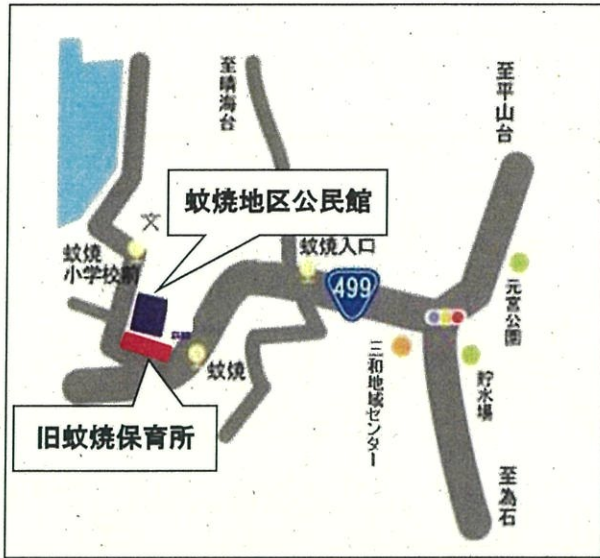
(2) 事業内容

ア 改修工事	77,407 千円
(ア) 建築工事(床、壁、天井ほか改修)	45,110 千円
(イ) 電気設備工事(動力設備、電灯設備、火災報知設備ほか改修)	5,270 千円
(ウ) 機械設備工事(衛生器具設備、給排水設備、空調設備ほか改修)	27,027 千円
イ その他	3,993 千円
(ア) 移転に係る備品等運搬費	242 千円
(イ) 図書システム移設委託料	807 千円
(ウ) 備品購入費	2,944 千円

(3) 施設の現況

	蚊焼地区公民館(現在地)	旧蚊焼保育所(移転先)
住 所	蚊焼町 3,020 番地 1	蚊焼町 3,020 番地
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建て	鉄筋コンクリート造 2階建て
延べ床面積	561.62 m ²	724 m ² のうち 1階部分の 534 m ² のみ活用
建 築 年	昭和 51 年(築 43 年)	昭和 47 年(築 47 年) 昭和 56 年増築(築 38 年)
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の一部が民有地 ・今後大規模改修が必要 ・施設全体のバリアフリー化が図られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁改修工事(平成 26 年度実施済) ・屋上防水工事(平成 23 年度実施済)

〔位置図〕



〔建物写真〕



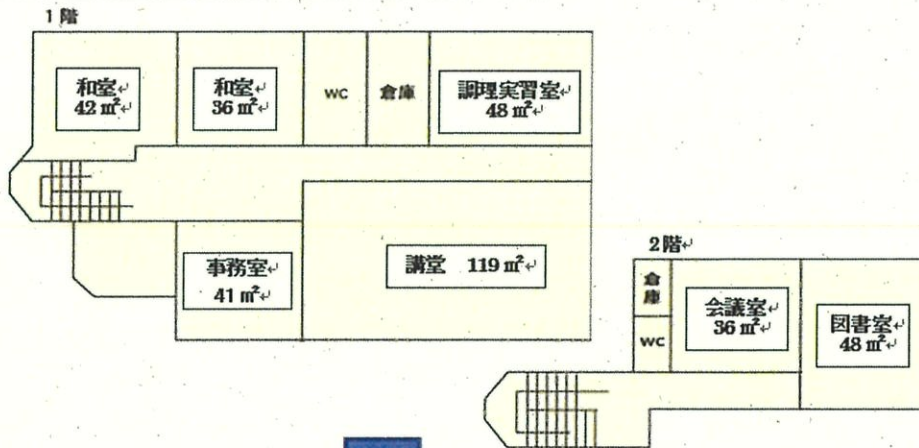
蚊焼地区公民館



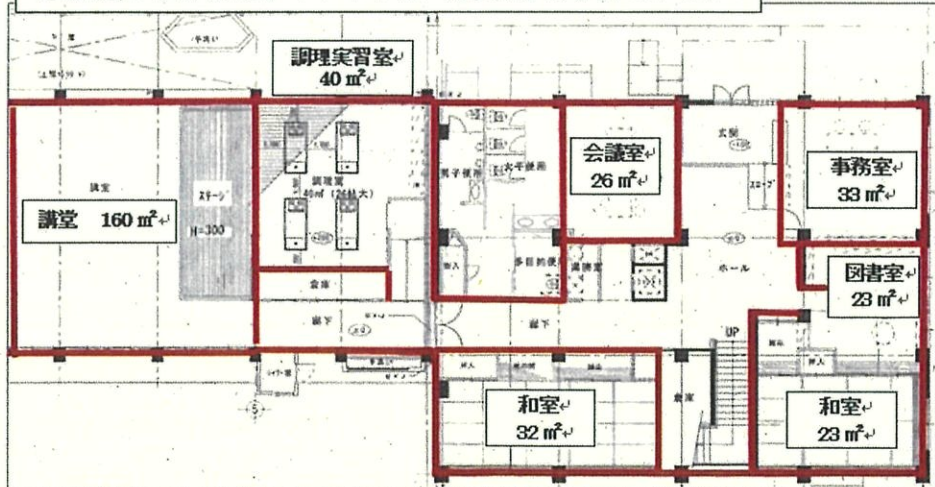
旧蚊焼保育所

(4)改修レイアウト(案)

現蚊焼地区公民館（諸室面積合計 370 m²）



旧蚊焼保育所改修レイアウト案（諸室面積合計 337 m²）



3 今後のスケジュール(予定)

年 月	市議会	内 容
令和元年 9 月	9 月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">補正予算</div> ・旧蚊焼保育所改修事業費
令和元年 11 月	11 月議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> ・蚊焼地区公民館の廃止及びふれあいセンターの設置
令和 2 年 3 月中旬 ～令和 2 年 3 月 31 日		・旧蚊焼保育所改修終了 ・蚊焼地区公民館廃止
令和 2 年 4 月 1 日		・蚊焼地区ふれあいセンター開所

4 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	地方債※1	その他	一般財源※2
千円	千円	千円	千円	千円
81,400	-	74,500	-	6,900

※1 合併特例事業債 対象経費の 95%(交付税措置率 70%)

※2 地方債対象外の経費(備品購入費)